本号で公布された法令のあらまし

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第二五一号）（厚生労働省）

1　労働基準局労災補償部を廃止し、同局の所掌事務を変更することとした。（第二条、第七条、第五九条及び第六一条～第七一条関係）

2　保険局の所掌事務を変更し、同局に医療介護連携政策課を設置することとした。（第一三条、第一一八条、第一一九条、第一二一条の二及び第一二一条の三関係）

3　大臣官房に置かれる審議官を四人増員することとした。（第一八条関係）

4　大臣官房に置かれる政策評価審議官の名称を情報政策・政策評価審議官とし、その所掌事務を変更することとした。（第一八条関係）

5　大臣官房に置かれる参事官を一人減員することとした。（第一九条関係）

6　大臣官房統計情報部情報システム課を廃止し、同部企画課の所掌事務を変更することとした。（第二〇条、第二七条及び第三〇条関係）

7　医政局指導課及び国立病院課の名称を同局地域医療計画課及び医療経営支援課とし、その所掌事務を変更することとした。（第三一条～第三四条、第三七条、第三八条、第三九条の二及び附則第三条関係）

8　この政令は、平成二六年七月一一日から施行することとした。

◇児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二五二号）（警察庁）

1　児童福祉法施行令等の一部改正

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行うこととした。

2　施行期日

この政令は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五三号）（厚生労働省）

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第二七号）の施行期日を平成二七年四月一日とすることとした。

政　令

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年七月九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百五十一号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条」に、「第三十二条―第三十九条の二」を「第三十一条―第三十九条」に改める。

第二条第二項中「及び労災補償部」を削る。

第三条第二項中「前項第十八号から第二十号まで」を「前項第二十号から第二十二号まで」に、「同項第二十一号」を「同項第二十三号」に改める。

第七条第三項を削る。

第十三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　保健医療の普及及び向上に関する事業並びに健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療に係る事業と老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業との連携に関すること。

第十八条の見出し中「政策評価審議官」を「情報政策・政策評価審議官」に改め、同条第一項中「政策評価審議官」を「情報政策・政策評価審議官」に、「十人」を「十四人」に改め、同条第四項中「政策評価審議官」を「情報政策・政策評価審議官」に改め、「受けて、」の下に「厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（厚生労働省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策に係るものに限る。）並びに」を加える。

第十九条第一項中「七人」を「六人」に改める。

第二十条第二項中「四課」を「三課」に、「雇用・賃金福祉統計課　情報システム課」を「雇用・賃金福祉統計課」に改める。

第二十七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他局及び政策統括官並びに人口動態・保健社会統計課及び雇用・賃金福祉統計課の所掌に属するものを除く。）。

第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

第三十一条を削る。

第三十二条中「指導課」を「地域医療計画課　医療経営支援課」に、「研究開発振興課　国立病院課」を「研究開発振興課」に改め、第一章第二節第三款第二目中同条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とする。

第三十四条（見出しを含む。）中「指導課」を「地域医療計画課」に改め、同条第二号中「、地域」を「及び地域」に改め、「及び医療法人」を削り、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。